

アナログ規制の点検・見直し

令和7年3月
和歌山県

- ・「アナログ規制」とは、書面、対面等のアナログ的な手法を前提とし、デジタル化の妨げとなる規制を指します。
- ・国においては、デジタル技術の社会実装や社会全体のデジタル化の推進による生産性向上のため、「デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則」（デジタル原則）を定め、国法令等に基づく全規制について、デジタル原則適合性の確認・検証や制度見直しを推進しています。
- ・本県においても、デジタル化を推進し、県民一人一人がデジタル社会の実現による恩恵を実感できるよう、条例等に基づくアナログ規制の点検や見直しを進めていくこととし、今回、対象となる規制の洗い出しや分類、見直しの方向性の検討等を行いました。

（参考）構造改革のためのデジタル原則（デジタル臨時行政調査会）

原則	内容
デジタル化完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。 国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
アジャイルガバナンス原則 （機動的で柔軟なガバナンス）	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
官民連携原則 （GtoBtoCモデル）	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを楽しむよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

- (1) 対象範囲 本県で定める条例等（条例、規則、告示、訓令、規程）の規定
- (2) 対象とするアナログ規制項目
デジタル臨時行政調査会が定める「代表的なアナログ規制 7 項目」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」

規制項目	内容
①目視	<ul style="list-style-type: none"> • 人が現地に赴き、施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検・監査） • 実態・動向等を目視によって明確化すること（調査） • 人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張）
②実地監査	<ul style="list-style-type: none"> • 人が現場に赴き、施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
③定期検査・点検	<ul style="list-style-type: none"> • 施設や設備、状況等が、法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
④常駐・専任	<ul style="list-style-type: none"> • （物理的に）常に事業所や現場に留まる（＝特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けている。）ことや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任に当たること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
⑤対面講習	<ul style="list-style-type: none"> • 国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
⑥書面掲示	<ul style="list-style-type: none"> • 国家資格等、公的な証明書等、何らかの情報を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
⑦往訪閲覧・縦覧	<ul style="list-style-type: none"> • 申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制
⑧FD等	<ul style="list-style-type: none"> • フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制

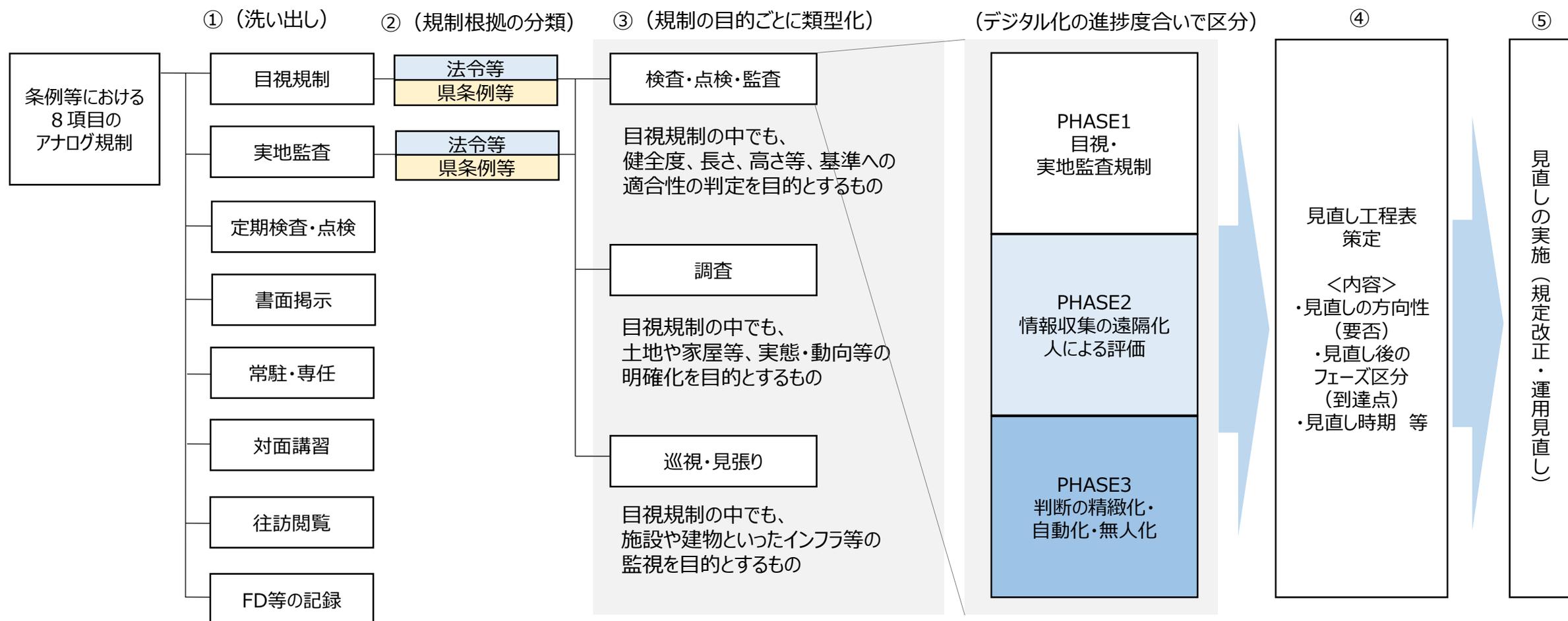
以下のような手順に沿って、アナログ規制の洗い出し、点検、見直しを行うこととし、STEP 3の「④見直し工程表策定」までを実施済

STEP1 条例等における規制の洗い出し
根拠規定の分類

STEP2 規制目的・趣旨ごとに類型化
デジタル技術の適用段階を整理

STEP3 見直し工程表の策定
見直しの実施

※目視、実地監査規制のイメージ



アナログ規制の点検対象：503件

⇒アナログ規制に該当する規定を条文単位でカウントしたもの

- ・県の条例等による規制（県規制）：341件 ⇒ 規定改正、現状維持など、見直しの方向性を整理
- ・国の法令等による規制（国規制）：162件 ⇒ 国の法令改正等に従い、順次、改正や運用見直し等に対応

<対象規制の洗い出し結果>

規制項目		規制項目	
		国規制	県規制
①目視	125	49	76
②実地検査	1	-	1
③定期検査・点検	16	7	9
④常駐・専任	15	3	12
⑤対面講習	15	9	6
⑥書面掲示	187	48	139
⑦往訪閲覧・縦覧	128	45	83
⑧FD等	16	1	15
計	503	162	341



<県規制の見直し分類>

規制項目		デジタル化		継続検討	アナログ
		規定改正	現状でデジタル可		現状維持
①目視	76	1	21	6	48
②実地検査	1	-	-	-	1
③定期検査・点検	9	-	1	1	7
④常駐・専任	12	-	1	-	11
⑤対面講習	6	-	6	-	-
⑥書面掲示	139	7	41	16	75
⑦往訪閲覧・縦覧	83	2	32	17	32
⑧FD等	15	-	14	1	-
計	341	10	116	41	174

1. 規定改正（10件）

（⇒ R6年改正1件、R7年度改正4件、R8以降改正5件）

規定改正により、今後デジタル化に対応するもの

各所管部局において、県民の利便性向上や県の業務効率化等の観点から、個別の規定改正に対応

例：児童福祉法施行細則

書面掲示規制

一時保護した児童の所有物に係る競売の公告や所有物の返還に係る公告を児童相談所等の掲示場に掲示 → HPの掲示を可とする

例：市町村振興資金貸付規則

目視規制

振興資金の貸付けを受けた市町村に対し、資料の提出を求め、又は実地につき調査 → オンライン調査を可とする

2. 現状でデジタル可（116件）

現行規定のままで、デジタル化が可能と考えられるもの

実際の運用上、デジタル化が未対応のものは、現場の実態を踏まえ、各所管部局において着実にデジタル化を推進

例：和歌山県住宅宿泊事業法施行条例

対面講習規制

住宅宿泊事業者が受講する、知事が指定する衛生管理に関する講習について、オンライン会議システムによる受講が可能

例：公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写に関する規則

往訪閲覧・縦覧規制

公益法人等の財産目録の閲覧について、県庁での閲覧に加え、国が整備するインターネット上のデータベースでの閲覧が可能

3. 継続検討（41件）

デジタル化に係る規定改正の検討を継続するもの

国等の動向を注視するもの、関係機関との調整を要するものなど、所管部局において検討を継続

例：和歌山県消費生活条例 **目視規制**

条例にもとづく事業者への指導・勧告や調査を行う際、職員による立ち入り、帳簿、書類その他の物件の調査等を一部オンラインにより実施することができないか、引き続き検討

4. 現状維持（174件）

アナログ対応で現状維持とするもの

アナログ対応がやむを得ないと一旦整理しているが、国の動向やテクノロジーの進展等を踏まえ、所管部局と総括部局（行政企画課）との間で、デジタル化に向けた協議を継続

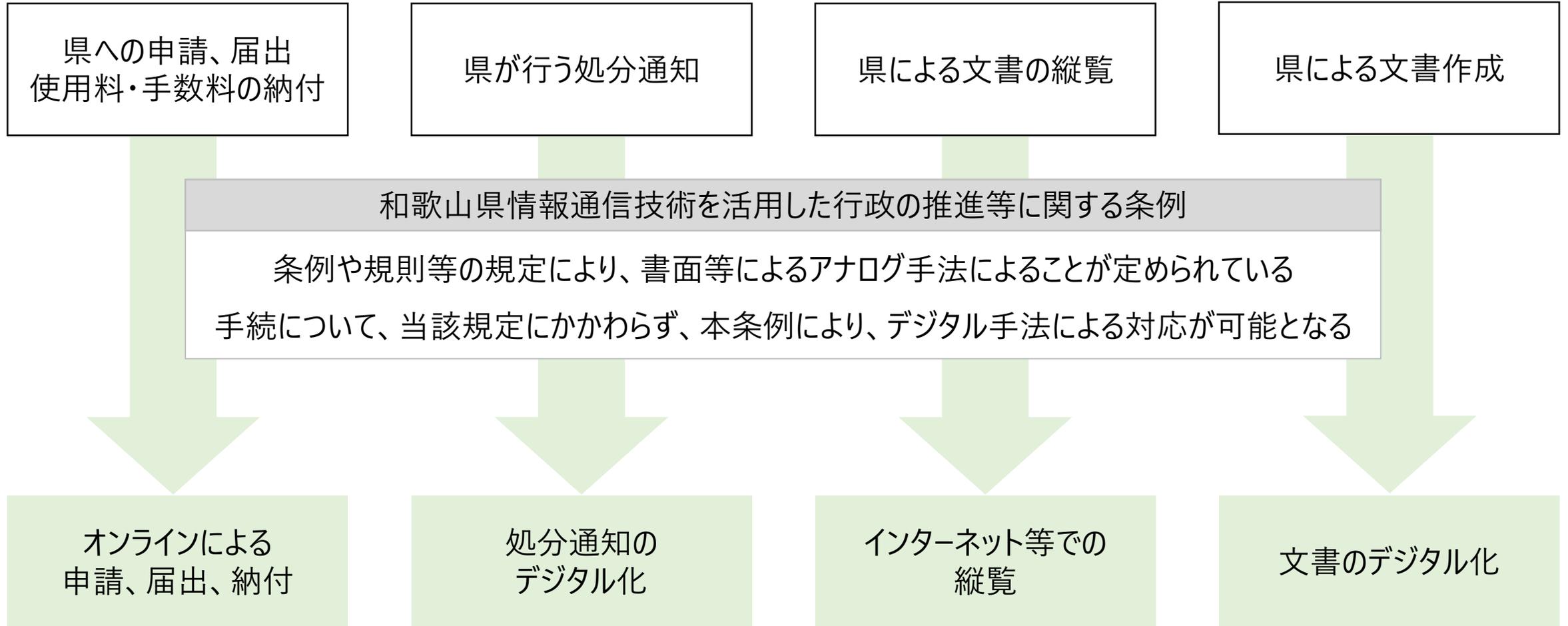
例：食品衛生法施行条例 **書面掲示規制**

食品衛生法に基づく営業許可証の掲示は、利用者が現地で容易に確認できるよう、引き続き営業施設内での掲示が適当

例：和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例 **常駐・選任規制**

プレジャーボート操船者による見張り要員の配置規制については、遊泳者の安全監視のため、引き続き、現場での配置規制が必要

今回の「アナログ規制の点検・見直し」で対象とした8種類の規制項目以外にも、アナログ手法を規定する条例や規則等の規定にもとづく下記の各手続において、幅広くデジタル化が可能となるよう、条例の規定を整備しています。



※令和4年6月に「和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」を改正し、改正前は、本条例を根拠としてオンライン化が可能となる行政手続を「規則で定めるもの」に限定していたところ、原則として全ての行政手続についてオンライン化が可能となるよう規定を整備